

大規模な太陽光発電事業を計画される方へ

神奈川県環境計画課

- 神奈川県内（横浜市、川崎市及び相模原市を除く）で、大規模な太陽光発電事業を実施しようとする際には、神奈川県環境影響評価条例（以下「アセス条例」という。）の手続が必要となる場合があります。

対象事業：宅地の造成

対象規模：甲地域 1ha 以上、乙地域 3ha 以上、その他の地域 20ha 以上

※「甲、乙地域」は「その他の地域」に比べて自然度の高い地域で具体的には次のとおりです。

甲地域：国立公園の区域のうち特別地域、国定公園の区域のうち特別地域、県立自然公園の区域のうち特別地域、歴史的風土保存区域のうち歴史的風土特別保存地区、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域のうち特別地区、県自然環境保全地域のうち特別地区、近郊緑地保全区域のうち近郊緑地特別保全地区

乙地域：国立公園の区域、国定公園の区域、県立自然公園の区域、歴史的風土保存区域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、近郊緑地保全区域のうち「甲地域」を除く地域

- アセス条例については、こちらをご確認ください。

[「かながわの環境アセスメント」](#) 🔍検索

- 手続対象となるかなどに関してご不明な点がある場合は、次の問合せ先までご連絡ください。なお、ご連絡いただいた内容によっては、事業計画等を確認させていただくことがあります。

<問合せ先>

環境影響審査グループ 045-210-4070、4072

<問合せ時にお尋ねする一般的な内容>

- 事業計画場所の所在地、 事業者名称、 敷地面積、 発電規模（交流）、
- 事業（造成）開始時期

- アセス条例の手続とは、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らがあらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し意見を求める手続であり、この手続を行うことで事業の実施に際し、環境保全上の見地から適正な配慮がなされることが期待されます。